

○ 経済産業省令 第四号

電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)第三条第二号の規定に基づき、電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月十三日 経済産業大臣臨時代理

国務大臣 細野 豪志

電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令

電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の配線器具の表1 コンセント² マルチタップ³ コードコネクターボディ⁴ アイロンプラグ⁵ 器具用差込みプラグ⁶ その他の差込み接続器の項の次に次のように加える。

延長コードセット	定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
	定格電流	(1) 15Aのもの (2) 20Aのもの
	出力側の極(アース極を含。)の数	(1) 2のもの (2) 3のもの
	刃の取付けの方式	(1) 一体として成形されているもの (2) その他のもの
	差込みプラグの主絶縁体の材料(技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ)aの表1に定める寸法に適合するものに限る。)	(1) 合成樹脂のもの (2) その他のもの
	コードコネクターボディ又はマルチタップの主絶縁体の材料(技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ)aの表2又は表3に定める寸法に適合するものに限る。)	(1) 合成樹脂のもの (2) その他のもの
	差込みプラグの外郭の材料(技術基準省令別表第四6(1)ニ(ホ)aの表1に定める寸法に適合するものに限る。)	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの
	コードコネクターボディ又はマルチタップの外郭の材料(技術基準省令別表第四6(1)ニ	(1) 金属のもの (2) 合成樹脂のもの (3) その他のもの

	(ホ)aの表2又は表3に定める寸法に適合するものに限る。)	
	電線の種類	(1) コード(キャブタイヤコードを除く。)のもの (2) キャブタイヤコードのもの
	スイッチ	(1) あるもの (2) ないもの

別表第二の光源及び光源応用機械器具の表白熱電球の項中「(2) 100Wを超えるのもの」を「(2) 100Wを超えるもの」に改める。

別表第二の光源及び光源応用機械器具の表蛍光ランプの項の次に次のように加える。

エル・イー・ディー・ランプ	定格電圧	(1) 125V以下のもの (2) 125Vを超えるもの
	定格消費電力	(1) 10W以下のもの (2) 10Wを超えるもの

別表第二の光源及び光源応用機械器具の表(検卵器の項を除く。)中、

「 1 その他の白熱電灯器具 2 その他の放電灯器具 3 広告灯 」	を
「 1 その他の白熱電灯器具 2 その他の放電灯器具 3 エル・イー・ディー・電灯器具 4 広告灯 」	に、
「 (1) 蛍光灯用のもの (2) 白熱灯用のもの (3) その他のもの 」	を
「 (1) 蛍光灯用のもの (2) 白熱灯用のもの (3) エル・イー・ディー灯用のもの (4) その他のもの 」	に、
「 (1) 白熱灯用のもの (2) 蛍光灯用のもの (3) その他のもの 」	を

「	(1) 白熱灯用のもの (2) 蛍光灯用のもの (3) エル・イー・ディー灯用のもの (4) その他のもの	」	に、
---	--	---	----

「	(1) 蛍光灯用のもの (2) 水銀灯用のもの (3) 白熱灯用のもの (4) その他のもの	」	を
---	---	---	---

「	(1) 蛍光灯用のもの (2) 水銀灯用のもの (3) 白熱灯用のもの (4) エル・イー・ディー灯用のもの (5) その他のもの	」	に改める。
---	---	---	-------

別表第二のリチウムイオン蓄電池の表リチウムイオン蓄電池の項用途の欄の次に次のように加える。

組電池の種類	(1) はんだ付けその他の接合方法により、容易に取り外すことができない状態で機械器具に固定して用いられるものその他の特殊な構造のもの (2) その他のもの
--------	--

別表第五光源及び光源応用機械器具の項右欄中「及び蛍光ランプ」を「、蛍光ランプ及びエル・イー・ディー・ランプ」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気用品安全法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第二百十三号)の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。ただし、別表第二配線器具に関する改正規定は、平成二十四年一月十三日から施行する。

(経過措置)

第二条 電気用品安全法施行規則第十七条の規定は、この省令の施行前に電気用品安全法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第二百十三号)による改正後の電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第二第八号(五四)、第九号(一〇)及び(一二)並びに第十二号に掲げる電気用品(以下「追加電気用品」という。)の製造又は輸入の事業を行っている者について準用する。この場合において、電気用品安全法施行規則第十七条の規定中「届出事業者」とあるのは、「届出をすることとなる事業者」と読み替えるものとする。

- 2 電気用品安全法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定は、この省令の施行前に製造され、又は輸入された追加電気用品については、適用しない。
- 3 電気用品安全法第二十七条第一項及び第二十八条第一項の規定は、平成二十五年一月十三日前に製造、又は輸入されたこの省令の規定による改正後の電気用品安全法施行規則別表第二の配線器具の表延長コードセットの項に掲げる電気用品については、適用しない。
- 4 この省令の規定による改正前の電気用品安全法施行規則の規定によつてした処分、手続きその他の行為は、この省令の規定による改正後の電気用品安全法施行規則の相当の規定によつてしたものとみなす。